



保育施設入所申込みに必要な書類



1. 支給認定申請書（兼入所申込書兼現況届）

保育施設への入所を希望する方は、保育が必要であることの認定を市から受ける必要があります。申請書は、申込むお子様1人につき1枚必要です。また、下記の書類を併せてお持ちください。

- ①申込むお子様1人ずつの「保育所入所申請時の児童の様子」
- ②同居者全員分の個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード
- ③提出に来る方の身分証明書（顔写真付きのものは1点、顔写真の無いものは2点）

2. 保育の必要性を証明する書類

保育施設への入所は、父母ともに家庭でお子様を保育できない状況であることが条件ですので、その状態を証明する書類が必要です。兄弟姉妹で申し込む場合も、書類は1組で構いません。

なお、入所審査の際は父母以外の同居者の状態も考慮して優先度を決定しますので、**65歳未満の同居者全員分の証明書類をご提出ください**（父母以外で下記に該当しない方は不要）。

父母・同居者の状態	必要な書類
就労している（内職を含む）	就労証明書（勤務先・取引先に証明してもらいます）
就労が内定している	就労証明書（勤務先に証明してもらいます）
自営業・農業・漁業等に就いている	就労証明書（事業主、農業等の従事者が記入します）
病人・高齢者等を常時看護・介護している	保育の必要性の申立書（ご本人が記入します）
病気療養中 ※医師から保育できないと判断され、治療が必要な期間のみ入所可能	診断書（病院で記載してもらいます）
出産前後の母親 ※予定日8週前と産後8週の間のみ入所可能	母子手帳の予定日記載部分のコピー もしくは妊娠届出書のコピー
求職中 ※求職中の方は、入所後2か月以内に就労開始することが条件です。	求職活動（就労予定）申立書（ご本人が記入します）
職業訓練校等で修学をしている	在学証明書（在学中の学校等から出してもらいます）

3. 当てはまる家庭のみ提出が必要な書類

該当する家庭	必要な書類
障がいのある方がいる家庭	各種手帳、障害基礎年金証書等のコピー
保育型児童館や釜石市外の幼稚園に通っている児童がいる家庭（予定含む）	在園証明書（園で発行してもらいます）